

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年 8 月 28 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫

1 業務の概要

(1) 業 務 名

平成 21 年度岐阜国道事務所用地補償総合技術業務 (電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、岐阜国道事務所が施行する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的に行うものである。

(3) 履行期限 契約締結日の翌日から平成 22 年 3 月 29 日まで

(4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書 (以下「競争参加資格確認申請書等」という。) の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の 1) に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局 (港湾空港関係を除く) における補償関係コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。

中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間

中でないこと。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合。

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

1) に掲げる平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

本業務を受注した者は、本業務の履行期間中、本業務の履行箇所に係る他の補償関係コンサルタント業務の入札に参加し又は他の補償関係コンサルタント業務を受注できない。また、本業務の履行期間に本業務の履行箇所に係る他の補償関係コンサルタント業務の履行期間の終期がある業務を受注している場合は、本業務を受注することができない。ただし、前記の他の補償関係コンサルタント業務及び本業務の履行期間に本業務の履行箇所に係る補償関係コンサルタント業務の履行期間の終期がある業務が、事業認定申請図書等作成業務など、直接的に本業務の適性な執行に影響を与えない業務である場合はこの限りではない。

本業務の履行箇所に係る被補償者との間において以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

a) 資本関係

ア．自社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株主又は出資の総額の 100 分の 50 を超える出資者に被補償者がいる場合。

イ．被補償者が法人の場合は、被補償者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超え

る株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資者である場合。

b) 人的関係

ア．入札参加希望者及び入札参加希望者の役員（業務を執行する役員、取締役又はこれに準ずる社員をいう。）が、被補償者である場合。

イ．被補償者が法人の場合は、入札参加希望者の役員が被補償者の役員を兼ねている場合。

c) 被補償者との間に特別な資本的・人的関係があると認められる場合

入札参加希望者及び入札参加希望者の役員に上記以外で被補償者との間に特別な資本的・人的関係があると認められる場合には、その実態に即して判断する。

(3) 守秘性に関する要件

守秘義務の厳守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

(4) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が 1 名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

(5) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する法人（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人を含む。）以下同じ。）地方公共団体、その他土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号、以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表及び補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成 20 年 10 月 1 日付け国土用第 43 号、以下「運用について」という。）の記 1 の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務及び総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用についての記 1 の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除く。）。

(6) 配置予定技術者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有し、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がないこと。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録申請書の写し又は登録追加申請書の写し、若しくは補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定、以下「実施規程」という。）第 20 条に基づく当該登録部門に係る研修及び検定試験の免除申請の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までにいずれかの登録を受け、登録証の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

- ・登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程第 3 条に掲げる総合補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ・登録規程第 3 条に掲げる総合補償部門を除く 7 部門全てにおいて実施規定第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について 5 年以上の指導監督的実務経験を有する者。

「指導監督的実務経験」とは、行政機関の職員時の経験にあつては、登録規程第 3 条第 1 号口の定義による経験とする。また、民間コンサルタントでの経験にあつては、用地調査等共通仕様書第 2 条第 5 号に規定する主任担当者、用地補償技術補助業務委託共通仕様書第 2 条第 3 号の管理技術者及び用地補償総合技術業務共通仕様書第 2 条第 6 号の担当技術者の定義による経験とする。

「人的関係がない」とは、競争参加資格確認申請書等の提出期限の時点において次のア、及びイ、の全ての要件を満たしていることをいう。

ア．配置予定主任担当者が被補償者でないこと。

イ．被補償者が法人の場合は、配置予定主任担当者が被補償者の役員を兼ねていないこと。

（ 7 ）配置予定技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用についての記 1 の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務及び総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用についての記 1 の別紙に掲げるいずれかの業務（同種業務を除く。）

（ 8 ）配置予定技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

平成 21 年 9 月 17 日現在、担当技術者、業務従事者としての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者。

なお、全ての手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

（ 9 ）恒常的な雇用関係に関する要件

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

（ 10 ）技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

1)適正かつ公平な補償を行うための留意点と対応策の提案

2)業務が集中する時期及び難航事案に遭遇した場合における履行体制の確保は提案

（ 11 ）業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が主たる部分の場合。

・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

・本業務の円滑な執行に必要な人員として、担当技術者 2 名、業務従事者 2 名以上を有していない場合。

（ 12 ）競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

3 総合評価に関する事項

（ 1 ）総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

- 1)基本事項評価（企業）
- 2)基本事項評価（技術者）
- 3)技術提案書
- 4)ヒアリング

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 30 点とする。

(2) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

技術提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案

ヒアリング

業務実績及び専門技術力、取り組み姿勢及び技術対話力

の項目で最大 9 点、 の項目で最大 9 点、 の項目で最大 30 点、 の項目で最大 12 点を加算点とする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3(1) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷 1-36-1

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 経理課

電 話 058-271-9812

FAX 058-271-0214

メールアドレス：keigifu@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表 のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

ＨＰアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、４（１）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表 のとおり。

・提出先：４（１）と同じ。

（４）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の受付期間

別表 のとおり。

入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により岐阜国道事務所経理課まで持参すること。

開札の日時及び場所

別表 のとおり。

５ その他

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）落札者の決定方法

３（３）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す

こととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細については、入札説明書による。

別表

	入札説明書の交付期間	平成 2 1 年 8 月 2 8 日から 平成 2 1 年 1 0 月 7 日まで
	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成 2 1 年 8 月 2 9 日から 平成 2 1 年 9 月 1 7 日までの 10 時から 16 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	競争参加資格確認通知の日	平成 2 1 年 9 月 2 8 日
	入札書の受付期間	平成 2 1 年 1 0 月 6 日 10 時 00 分から 平成 2 1 年 1 0 月 7 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	開札の日時及び場所	平成 2 1 年 1 0 月 8 日 11 時 00 分 岐阜国道事務所入札室